

## 『震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和2年2月4日

国土交通省関東地方整備局  
常陸河川国道事務所長  
原田 昌直

### 記

#### 1. 協定の概要

- (1) 名 称 震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が所管する道路施設等が地震・大雨ならびに降雪等の自然災害により被災、もしくは被災の恐れがある場合に迅速な情報収集、利用者の安全確保、道路啓開、応急復旧等を行えるよう協定を締結し災害に備えることを目的とする。
- (3) 内 容 協定書及び協定実施区間は別添資料のとおり
- (4) 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日
- (5) そ の 他 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の信頼性・社会性における「地域貢献度（災害協定の有無）」の項目の加算要素となります。

## 2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに申請を行い受理されている者で、令和2年4月1日に認定がなされている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。なお審査基準日は令和2年2月18日（火）（技術資料提出期日）とする。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成16年4月1日以降に、関東地方整備局または関東地方整備局管内の公的機関発注の工事で、元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（5百万円以上）を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績  ※施工実績が無い場合は協定を締結しない。	① 平成16年4月1日以降に、関東地方整備局または関東地方整備局管内の公的機関発注の工事で、元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（5百万円以上）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る）のうち代表的なものを1件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績60点未満のものを除く）から選定すること。

	<p>② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式－１とする。</p> <p>④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。）ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。</p>
<p>2) 実施体制に関する資料</p> <p>※実施体制の確認に使用する資料であるため、技術審査の対象外</p>	<p>① 以下の項目について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当を希望する区間（複数可とする）</li> <li>・出勤要請時に、出勤可能な範囲</li> <li>・出勤要請時に、対応可能な業務（複数可とする）</li> <li>・通常時の連絡窓口（現在の想定）</li> <li>・出勤要請時の連絡窓口（現在の想定）</li> <li>・出勤要請時に、動員可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を有し監督出来る者）、作業員、オペレータの人員と参集場所</li> <li>・出勤要請時に、確保可能なクレーン類、運搬車類、掘削機類、その他の車両又は機械類の保有及び保管場所</li> <li>・出勤要請時に、使用可能な資機材の備蓄数及び保管場所</li> </ul> <p>② 記載様式は様式－２とする。</p> <p>※希望区間によって体制や資機材が異なる場合は、その区間毎に作成すること。</p> <p>※通常時と出勤要請時の連絡窓口は現在の想定で構わない。協定締結後と様式－２で連絡窓口が異なったとしても非締結とはしない。</p>

## (2) 技術資料の提出

- 1) 様式を常陸河川国道事務所HP（※）からダウンロードにより、入手すること。  
 ※HPアドレス : <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>
- 2) 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効）すること。
  - ・受付期間：令和2年2月4日（火）から令和2年2月18日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
  - ・受付場所：関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課（担当：塩崎、遠藤）

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

T E L : 029-240-4074 (防災課直通)

F A X : 029-240-4089 (防災課直通)

- 3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。
- 4) 提出資料と合わせて、資料のデータを電子媒体(CD、DVDのいずれか)で提出すること。なお、様式1及び2については、1)でダウンロードしたエクセルファイルに入力した状態のもの、契約書やCORINSの写し等は、PDFファイルで提出すること。

#### 4. 協定締結に関する事項

##### (1) 協定締結の方法

- 1) 協定は、提出された技術資料を基に、総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。

(技術審査項目)

##### ① 工事の施工実績

- 2) 担当工区は、技術資料「様式-2」を基に選定し、協定締結希望者の意向確認ヒアリングにて確認のうえ決定する。(必ずしも希望区間とならない場合や1つの区間に対し複数者担当してもらう場合もある。)なお、協定締結希望者の意向確認ヒアリングは2月下旬から3月上旬を予定している。
- 3) 協定締結希望者が、予定する区間数に満たない場合、「様式-2」を基に勘案し、複数区間担当してもらう場合がある。その場合は、協定締結希望者の意向確認ヒアリングにて確認を行う。

##### (2) 協定締結者への通知

- ① 書面をもって常陸河川国道事務所長から通知する。
- ② 通知は、令和2年3月12日(木)を予定する。

#### 5. 非締結に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由(非締結理由)を書面をもって、常陸河川国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、常陸河川国道事務所長に対して、非締結理由の説明を求めることができる。

- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口: 関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課(担当: 塩崎、遠藤)

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

T E L : 029-240-4074 (防災課直通)

・受付時間: 土、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。

- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (5) (2) の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、協定締結者技術審査以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 様式を含む本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2  
関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課（担当：塩崎、遠藤）  
TEL：029-240-4074（防災課直通）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省関東地方整備局  
常陸河川国道事務所長 原田 昌直 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番  
代表者 〇〇〇株式会社  
代表取締役社長  
〇 〇 〇 〇



「震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。  
なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと並び  
に添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。  
問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : 〇 〇 〇 〇  
部 署 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課  
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番  
電 話 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]  
FAX 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
E-mail : 〇〇〇〇〇〇.jp

2. 本店所在地

名 称 : 〇 〇 〇 〇  
住 所 : 〇〇県〇〇市〇〇番  
電 話 番 号 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※注 : 本店とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した本店。

★ 赤字部分は、記載例ですので、作成の際には、赤字部分を消去して、記入してください。



実施体制に関する資料

会社名 : 株式会社 ○○

希望区間 水戸市から茨城町まで、日立市

出動可能範囲	<input type="checkbox"/> 茨城県内	<input type="checkbox"/> 隣県	<input type="checkbox"/> 関東圏内	<input checked="" type="checkbox"/> その他（東京都内）	<input type="checkbox"/> 全国	
対応可能業務	<input checked="" type="checkbox"/> 緊急点検	<input type="checkbox"/> 緊急措置	<input type="checkbox"/> 道路啓開	<input type="checkbox"/> 応急復旧	<input type="checkbox"/> 車両排除	<input type="checkbox"/> 連続した除雪
	<input type="checkbox"/> ローター等による排雪	<input type="checkbox"/> 人力除雪	<input checked="" type="checkbox"/> 資機材の提供	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

1) 通常時の連絡先

御 役 職	御 氏 名	郵便番号	住 所
営業係長	○○ ○○	111-1111	茨城県水戸市○○

注) その他、記入箇所は現在の想定で構いません。協定締結後と本資料の内容が異なったとしても非締結とは致しません。

2) 緊急時の連絡先

連絡順序※	御 役 職	御 氏 名	区 分
現場責任者	代表取締役	○○ ○○	社内 自宅
第2連絡者	○○課長	○○ ○○	社内
第3連絡者	○○係長	○○ ○○	社内

※ 道路応急対策業務への要請を行う場合に、甲からの連絡を受けていただける方の順番です。出動要請時等には、現場責任者へ連絡しますが、不通の場合に第2連絡者以降の方へ順次連絡します。

注) その他、記入箇所は現在の想定で構いません。協定締結後と本資料の内容が異なったとしても非締結とは致しません。

3) 保有人員

名 称	職 種	単 位	自 社		協 力 会 社		
			人数	参集場所	人数	参集場所	会社名
監督者		人	4	①			
オペレーター		人	3	①	2	③	〇〇(株)
作業員		人	5	①			
作業員		人	5	②			
その他		人					



4) 保有建設機械

機 種	規 格 等	単 位	自 社		協 力 会 社		
			数量	保管場所	数量	保管場所	会社名
トラクターショベル	0.7m <sup>3</sup>	台	2	②			
バックホウ	0.2m <sup>3</sup>	台	2	②			
バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	台			1	③	〇〇(株)
ダンプトラック	4 t	台	2	①			
ラフタークレーン	25t	台			1	〇〇市△△	〇〇(株)(リース)

※ フォークリフト・ホイールローダがございましたら、補足：4)にも入力をお願いいたします。



5) 保有復旧資材

名 称	規 格	単 位	自 社			協 力 会 社			
			数量		保管場所	数量		保管場所	会社名
			平均	最低		平均	最低		
土砂		m <sup>3</sup>	20	10	①	100	10	③	〇〇(株)
土砂		m <sup>3</sup>	50	20	②				
碎石		m <sup>3</sup>	20	10	①	20	5	〇〇市△△	〇〇(株)
碎石		m <sup>3</sup>	50	20	②				
土嚢袋		袋	300	100	①				
鋼板	敷鉄板1.5×6	枚	100	20	①				
ブルーシート		枚	20	10	①				
常温合材		kg	10	5	②				



6) 参集・資材保管場所

番号	名称	住所
①	本社	〇〇市△△ □□
②	資材置き場	〇〇市△△ □□
③	協力会社 〇〇(株)	〇〇市△△ □□

様式－2

補足：4) フォークリフト・ホイローダの仕様について

下記の仕様につきましては、それぞれの数量、保管場所、協力会社（レンタル会社）等、緊急時での使用可否の明記をお願いします。

(1) フォークリフト

仕様	公道可	公道不可
フォークの先端から960mmの部分が厚さ50mm以下、爪の長さが1,200mm未満	A	
車両重量が3 t 以上、爪の長さが1,200mm以上		B・C

記号	数量	住所	会社名	使用可否
A	1	〇〇市△△ □□	〇〇(株)(リース)	不可
B	1	〇〇市△△ □□	自社	可
C	1	〇〇市△△ □□	〇〇(株)	不可

(2) ホイローダ

仕様	公道可	公道不可
KOMATU WA100	a	b
KOMATU WA150	c	

記号	数量	住所	会社名	使用可否
a	2	〇〇市△△ □□	自社	可
b	1	〇〇市△△ □□	〇〇(株)(リース)	不可
c	1	〇〇市△△ □□	〇〇(株)	可

注) 希望区間によって体制や資機材が異なる場合、その区間毎に別に作成してください。  
また、それぞれの表の行は内容に応じて追加して下さい。

★ 赤字部分は、記載例ですので、作成の際には、赤字部分を消去して、記入してください。

<参考>「建設資機材等」の例と報告時の注意点

○保有建設機械例 (※メーカー、形式・型番、規格等も明記して下さい)		
	種別	単位
連絡車類	連絡車(ライトバン等)	台
	標識車	台
	作業車	台
運搬車類	ダンプトラック	台
	トラック	台
	ユニック車	台
車両移動 関連車両	建設機械回送車	台
	フォークリフト(3t以)	台
	レッカー車(大型)	台
	レッカー車(小型)	台
	車両運搬車(ウインチ付)	台
	車両運搬車(クレーン付)	台
掘削機類	タイヤコンボ	台
	ホイールローダ(チェーン有)	台
	グレーダー(チェーン有無)	台
	バックホウ	台
	ブルドーザー	台
クレーン類	ラフタークレーン	台
	クローラークレーン	台
その他類	タイヤローラー	台
	振動ローラー	台
	高所作業車	台
	排水ポンプ	台
電気関係	仮設発電機	台
	投光機(自立型照明等)	台

等

○応急復旧資材関係		
	種別	単位
復旧資材	土・砂類	m <sup>3</sup>
	砕石類(RC40等)	m <sup>3</sup>
	覆工板	枚
	敷鉄板	枚
	鋼矢板	枚
	単管	本
	H鋼など	t
	土のう袋	袋
	トンバック	袋
	ブルーシート	枚
	安全ロープ	m
	常温合材	Kg
	油吸収剤	Kg
	吸着マット	枚
	交通規制類	バリケード
カラーコーン		個
コーンウェイト		個
コーンバー		本
クッションドラム		個
工事用看板(大)		枚
電気関係	工事用看板(狭)	枚
	電線ドラム	個
	キャブタイヤ	m
	投光器(レフランプ)	個
	水銀ランプ	灯
	すずらん灯	灯

等